

福島県への移住就農・新規就農を支援します

移住就農者への住環境整備

県外からの移住就農者（研修生含む）
向け**住環境整備**を支援

○対象

県外からの移住就農者（研修生等含む）
の住居本体及び附属建造物（納屋・小屋
等含む）の修繕、清掃、庭木の剪定・除
草等

○補助率

2/3（上限130万円）ほか

○主な要件

・住宅の用に供する部分は、居室のほか、
生活に必要な水回り（台所、浴室、トイレ）
を備えていること。
・整備後の入居者は県外からの移住就農
者（研修生等を含む）に限ること。

多様な就農者への支援

多様な**新規就農者**
（50歳以上、半農半Xなど）の
就農直後の経営確立を支援

○対象者

新規就農者（独立・自営就農かつ新規就
農者育成総合対策活用外）であること

○補助額

最大50万円/人（1世帯あたり）

○主な要件

- ・前年の世帯所得が600万円以下
- ・（50歳以上65歳未満の場合）
→農業従事日数が年間150日以上
→地域計画に位置づけられている又は
中間管理機構から農地を借り受けて
いる。
- ・（50歳未満の場合）
→農業従事日数が年間60日以上

中古農業用機械の購入支援

新規就農者の
中古農業用機械の購入資金
を支援

新規

○対象者

新規就農者（独立自営就農）であること

○補助率

1/2（上限50万円）

○主な要件

・福島県農業機械商業協同組合の加盟店、
又はJA等が経営する農業機械センター
等から、中古農業用機械を購入すること
・目標年度までの3年間、毎年4月に事
業状況報告書の提出が必要となる

就農希望者の就農準備への支援

県外からの移住就農希望者の就農活動に
おける**交通費**及び**宿泊費**を支援

新規

○対象

県外からの移住就農希望者（自営、雇用
は問わない）であること

○補助額

- ・交通費 5千円～2万円/人
- ・宿泊費 実費（上限額1万円）/人
※申請者1人につき年1回まで

○主な要件

- ・65歳未満であること
- ・県内において次のア～ウいずれかの就
農活動を行うこと
ア 県主催の就農イベントに参加
イ 県内各地域の就農担当者を訪問
ウ 福島県農業総合センター農業短期大
学学校主催の研修等に参加

注意

- ・補助内容や補助金額は、対象者の要件や各市町村により異なります。
- ・移住就農者及び新規就農者については、令和7年4月1日以降に就農した方が対象です。

詳細・様式

福島県 農業担い手課ホームページ
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021c/ijusyunosien.html>)

申請書等の提出先

支援事業により異なります（上記ホームページでご確認ください）